

新中小企業診断士制度の現状について

平成19年3月
中小企業庁経営支援課

中小企業診断士制度の概要

1. 中小企業診断士の位置付け

- ・中小企業診断士は、中小企業に対し、その経営資源に関する適切な経営の診断及び経営に関する助言を行う。(中小企業支援法第11条)
- ・国は、中小企業の経営診断に関する必要な知識を有するか否かについて試験を行うとともに登録簿を備え、合格者等に関する登録を行う。(中小企業支援法第11条、第12条)

2. 中小企業診断士制度の現状

登録者数 18,185人(平成19年3月1日)

- ・勤務先は、経営コンサルタント開業若しくは勤務者が27.6%、民間企業が31%、金融機関が17%。
- ・年齢は、40代～50代の中高年が半数。

国家試験1次試験受験者数 12,542人
(平成18年)

- ・勤務先は、民間企業が54%。
- ・年齢は、30代が4割、20代、40代が各約2割。20～40代で8割強を占める。

新制度の概要(平成18年4月より施行)

(改正の視点)

中小企業診断士の総数の拡大と実務従事を重視し、質と信頼性の確保向上を図る。

1. 資格取得についての見直し

(1) 国家試験(第1次試験)

全科目を1度に合格する場合のみ



科目合格(3年間)制度の導入

(2) 養成課程

受講資格 なし

実施機関 機構のみ



第1次試験合格者(演習・実習中心の課程に改編)

民間研修機関等での実施も可(登録制の導入)

2. 資格更新についての見直し

(1) 更新要件(実務従事要件)

実務対価要件 有り

実務従事日数 9日以上 / 5年間(登録有効期間)



実務対価要件 削除

30日以上 / 5年間(同)

登録者(登録者として多い企業内診断士(金融機関職員等))の診断実務活動に即した範囲に実務を見直し(例えば、融資先中小企業に対する経営診断、マッチング支援等)

更新登録の特例措置(診断実務に従事する機会がない者は、申請により実務に従事することを一定期間休止(15年以内)できる。)の創設

新中小企業診断士の登録制度 (H18.4.1~)

新規登録

中小企業診断士試験
(1次・2次試験)

合格

中小企業に対する経営
診断業務(15日以上)

又は

経済産業大臣が登録する実務
補習機関(1)又は機構、都道
府県センターが行う実務補習
(15日以上)

申請

1 H19.3.1現在登録機関
(社)中小企業診断協会

3 H19.3.1現在登録機関
(社)中小企業診断協会
(株)実践クオリティシステムズ
(株)経営教育総合研究所

経済産業大臣が登録

中小企業支援法第12条(試験の実施は経済産業大臣又は適当な公益法人) 現在、(社)中小企業診断協会を指定し、実施。

1次試験合格者

経済産業大臣が登録する登録養成機関(2
P5参照)が行う登録養成課程

又は

中小企業大学校の中小企業診断士養成課程

(共通1次化)

官報に氏名及び登録番号を公示、
本人には中小企業診断士登録証を交付。

更新登録の特例

更新登録

有効期間(5年間)

有効期間内に
休止の申請

経済産業大臣が登録簿に記載し、
申請日から15年を限度に診断の
実務に従事することを休止

更新要件

知識の補充要件

(5年間で5回以上受講等)
経済産業大臣が登録する研修機関(3)が行う理論政策更新研修(4h)
中小企業大学校が行う支援人材向け研修
論文審査
又は の研修の指導(講師)

実務の従事要件

(5年間で30点以上獲得)
中小企業者に対する経営診断・助言業務(1日1点)
実務補習又は機構、都道府県等中小企業支援センターのインターン
シップ(1日1点)
実務補習の実務指導、養成課程又は登録養成課程の実習の指導

申請

登録更新

新制度の実施状況

1. 中小企業診断士試験の実施状況

第1次試験

申込者数 16,595人(対前年比1.2倍) 受験者数 12,542人(対前年比1.1倍)

合格者数 2,791人(合格率22.25%)(対前年比1.1倍)

科目合格の状況(平成18年試験より実施)

従来の国家資格取得者(弁護士、税理士、情報処理技術者等)については、申請により免除。

| | 受験者数 | 満点の60%以上の者 (A) | | (内 訳) | | | |
|---------------|--------|-------------------|-------|------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | | | | (A)のうち、第1次試験合格者 (B) | | (A)のうち、科目合格者 (A) - (B) | |
| | | 人数 | 対受験者数 | 人数 | 対受験者数 | 人数 | 対受験者数 |
| 経済学・経済政策 | 13,233 | 2,681 | 20.3% | 1,428 | 10.8% | 1,253 | 9.5% |
| 財務・会計 | 13,140 | 3,119 | 23.7% | 1,761 | 13.4% | 1,358 | 10.3% |
| 企業経営理論 | 13,246 | 5,279 | 39.9% | 2,281 | 17.2% | 2,998 | 22.6% |
| 運営管理 | 13,049 | 5,275 | 40.4% | 2,330 | 17.9% | 2,945 | 22.6% |
| 経営法務 | 12,942 | 4,226 | 32.7% | 2,054 | 15.9% | 2,172 | 16.8% |
| 経営情報システム | 12,494 | 7,362 | 58.9% | 2,481 | 19.9% | 4,881 | 39.1% |
| 中小企業経営・中小企業政策 | 12,849 | 2,643 | 20.6% | 1,619 | 12.6% | 1,024 | 8.0% |
| 平均 | 12,993 | 4,369 | 33.6% | 1,993 | 15.3% | 2,376 | 18.3% |

第2次試験

| 申込者数 | 筆記試験受験者数 (A) | 口述試験受験 資格取得者数 | 合格者数 (B) | 合格率 (B) / (A) |
|-------|-----------------|------------------|-------------|------------------|
| 4,131 | 4,014 | 806 | 805 | 20.1% |

2. 中小企業診断士登録養成課程の実施状況

登録養成機関について

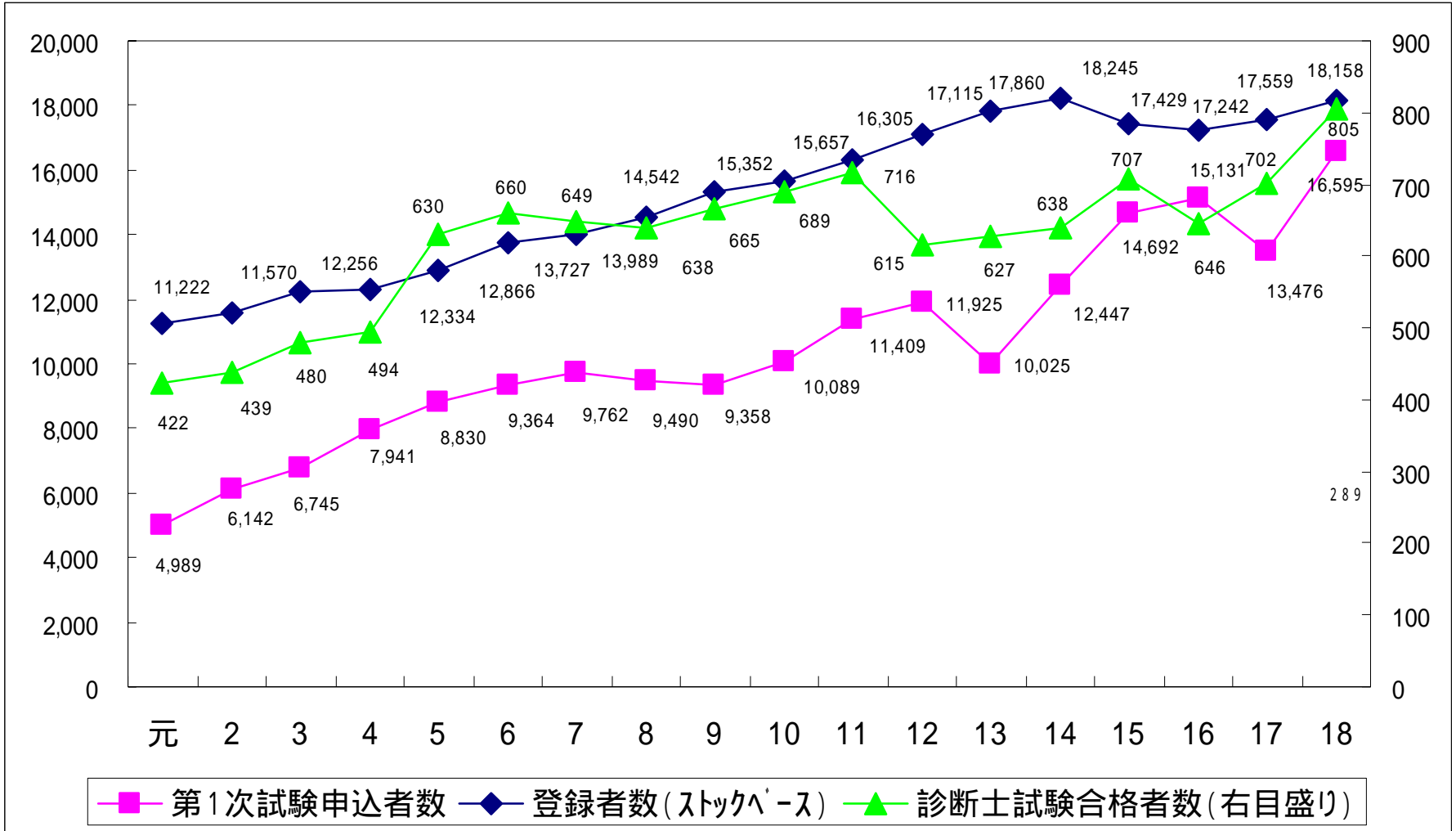
4月末に登録に必要な標準カリキュラム等を公表

現在4機関を登録し、今月末以降開講。

| | 登録・申請機関名 | 開講地 | 受講者数 | 修了者数 | 実施期間 |
|------|----------------------------|-----|-------------------|---------------|---|
| 1 | 法政大学専門職大学院 (IM研究科) | 東京 | 16名 | - | 19/4/1～20/3/31 1年コース(全日制) |
| 2 | 中京大学大学院 (BI研究科) | 名古屋 | 12名 | - | 19/4/1～21/3/31 2年コース(夜間、土日) |
| 3 | (財)社会経済生産性本部 | 東京 | 24名 | - | 19/3/30～9/20 6ヶ月コース(全日制) |
| 4 | (株)日本マンパワー | 東京 | 24名 | - | 19/3/22～20/3/30 1年コース(夜間、土日) |
| (参考) | 中小企業基盤整備機構 (中小企業大学校東京校) | 東京 | 40名 80名 80名 | 40名 - - | 18/4/25～10/20(終了) 18/10/10～19/4/20 19/3/20～9/28 (全日制、寮を用意) |

(参考)

中小企業診断士登録者数等の推移



診断実務休止者数 (平成19年3月1日現在)